

# 千葉市子育てリラックス館事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子育て家庭の親とその子ども（以下「子育て親子」という。）が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図ることや、子育てに関する相談などを行う常設のひろばを身近な地域に設置することにより、子育て中の親の子育てへの不安や負担感の緩和を図り、もって、安心して生み育てることができる環境づくりを推進するため、本市が行う子育てリラックス館（以下「リラックス館」という。）の事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施場所)

第2条 事業を実施する場所は、市長が指定する場所とする。

(開館日及び利用時間)

第3条 リラックス館の開館日及び利用時間は、原則として、次の各号に掲げる日を除き、月曜日から土曜日の午前10時から午後4時までとする。ただし、市が認めるときは、開館日及び利用時間を変更することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 子育て親子の交流・集いの場、居場所の提供と交流の促進  
子育て親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場の設置や子育て親子間の交流を深める取組等の地域支援活動の実施
- (2) 子育て等に関する相談、援助  
子育てに不安や悩みなどを持っている子育て親子に対する相談、援助の実施
- (3) 地域の子育て関連情報の提供  
子育て親子が必要とする身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報の提供
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等  
子育て親子や、将来、子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者等を対象として、月1回以上、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施
- (5) 地域支援の取組  
地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図るための以下に掲げるいずれかの取組を実施
  - ア 高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組
  - イ 地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組
  - ウ 地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組

エ 本事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組

(6) 前各号に掲げるもののほか、設置目的等を達成するために必要な事業

(利用対象者)

第5条 リラックス館の利用対象者は、原則として、小学校就学前までの児童とその保護者とする。

(事業の委託)

第6条 事業の実施主体は、千葉市とする。ただし、事業の運営については、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人、その他の民間の法人に委託して行うものとする。

(職員の配置等)

第7条 リラックス館を運営する事業者（以下「運営事業者」という。）は、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者（以下「子育てアドバイザー」という。）を2人以上（非常勤でも可）配置するものとする。

2 運営事業者は、市との連絡調整及び中核となって業務を遂行する責任者（子育てアドバイザーとの兼務でも可）を定めるものとする。

(守秘義務)

第8条 事業に従事する者（学生等ボランティアを含む。）は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うにあたって知り得た個人情報については、業務遂行以外に用いてはならない。

(関係機関との連携)

第9条 運営事業者は、事業の実施にあたり、地域子育て支援センター、児童相談所、保健福祉センター（家庭児童相談室、健康課等）、保健所、保育所（園）、認定こども園、療育センター、児童委員（主任児童委員）、児童福祉施設（児童家庭支援センター等）、幼稚園、医療機関、子育て支援団体等と連携・協力・情報交換等を密にし、事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。